

下 総 第 8 3 3 号
平成30年8月13日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 木 本 暢 一 様
同 山 下 隆 夫 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成30年5月14日付け監査報告第12号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 福祉部生活支援課 〕

福祉部生活支援課について

(1) 備品の管理事務において、備品廃棄後に備品返納書を作成しているものが見受けられた。下関市会計規則に、出納員が備品を返納する場合、備品返納書を管財課長へ提出し、管財課長の承認を受けた後、当該備品を廃棄することが規定されているので、同規則に基づき適正に備品管理を行われたい。

なお、当該備品は指定管理者制度により管理運営を行っている施設（梅花園）で保管していたものであり、指定管理者との間の連絡漏れや指定管理者への廃棄に係る事務処理の説明不足等が当該事例の要因になっていると思料するので、改善に向けて指定管理者に対して指導等されたい。

指摘事項（1）

当該備品は指定管理者制度により管理運営を行っている施設（梅花園）で保管していたものであるため、指定管理者に対して、適正な備品管理を行うよう指導しました。

(2) 指定管理者制度により管理運営を行っている施設（梅花園）の管理運営に係る基本協定書に規定されている事務処理等について、以下の事項が見受けられた。下関市梅花園の管理運営に関する基本協定書及び下関市指定管理者制度ガイドライン等に基づき適正に事務処理されるとともに、指定管理者に対して指導されたい。

ア 管理監督を行う責任者の事前報告が書面により行われていなかった。

イ 事前に書面において市の承認を受けることなく指定管理業務の一部が第三者に再委託されているものが見受けられた。また、再委託に係る契約書等が市に提出されていなかった。

ウ 備品廃棄について、指定管理者から市に書面で報告が行われていなかった。

エ 指定管理者による指定管理施設の管理運営状況及び実績について評価した結果を指定管理者に対して通知していなかった。

オ 指定管理者から市に提出された業務報告書を確認するに当たって、モニタリングチェックシートが作成されていたが、様式や記載に不足があり、また、供覧・報告等が行われていなかった。

指摘事項（２）

下関市梅花園の管理運営に関する基本協定書及び下関市指定管理者制度ガイドライン等に基づき適正な事務処理を行うよう指導するとともに、今回ご指摘の件については以下のとおり指導、改善しました。

ア 管理監督を行う責任者を書面により報告させました。また、今後は事前に書面により報告するよう指導しました。

イ 指定管理業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に書面により市の承認を受けるよう指導するとともに、再委託に係る契約書等の写しを市に提出させました。

ウ 備品廃棄について、指定管理者から市に書面で報告させました。また、今後は適正な事務処理を行うよう指導しました。

エ 指定管理者による指定管理施設の管理運営状況及び実績について評価した結果を指定管理者に対して通知しました。

オ モニタリングチェックシートについて、下関市指定管理者制度ガイドライン等に基づいた様式及び記載内容となるよう改善しました。また、モニタリングチェックシートを毎月供覧・報告するよう改善しました。